

## 観光マーケティング調査・戦略策定業務委託仕様書

### 1. 業務名

観光マーケティング調査・戦略策定業務委託

### 2. 委託期間

契約締結日から令和6年3月8日（金）まで

### 3. 業務目的

本市には西都原古墳群という集客資源があり、花の時季は多くの観光客が訪れるが、宮崎県観光入込客数統計調査におけるその観光客数は減少傾向にあり、また、県外客の観光満足度においては県内の他の観光地より評価が低い結果となっている。

これは、これまでの本市の観光施策が、ターゲットを絞り込むこともなく取組を行ってきたことにより、観光地と地域が乖離し、地域との関係が希薄になったことが満足度の低さにつながっているものと思われる。

そこで、本市の観光施策の一環として、マーケティング調査によりターゲットを絞り込み、地域資源の発掘・開発、磨き上げを行い、高付加価値化を図ることで観光地としての魅力を高め、誘客を促進し、観光消費額を増加させるための西都市観光戦略（以下「観光戦略」という。）を策定することを目的とする。

### 4. 業務内容

受注者は、ウェブログデータやソーシャルメディアデータ等のビッグデータを活用した地域製品の購入者、訪問者、宿泊者等の現況調査及び独自のアンケートの調査を実施。調査結果をもとにターゲットを設定し、マーケティング手法の分析、誘客、観光コンテンツ及び地域産品開発戦略（ブランド戦略、広告戦略、販促戦略、事業者育成戦略）策定を行う。

#### （1）マーケティング調査

観光戦略策定のための調査の設計、調査、集計、分析、報告書の作成

- ① 観光戦略策定に向けての根拠、基礎とするための調査を設計すること。
- ② 調査対象者は全世代を対象とし、調査方法や調査規模は問わないが、本業務を実施する上で調査結果が統計として信頼できるデータとなる設計とすること。
- ③ 分析は単純集計とせず、クロス集計等により意向等を把握し、効果的な方策の検討を行うこと。
- ④ アンケート調査やヒアリング調査を実施する場合、調査時期は令和5年6月から令和6年2月までの9ヶ月間とし、調査のサンプル数が花季の観光客に集中しないよう配慮すること。

(2) 西都市検討委員会への出席及び会議支援

- ① 検討委員会では、マーケティング調査の方法や調査結果について報告するための資料の作成及び会議支援
- ② 観光戦略の策定について方向性を明確にし、検討委員会に諮るための資料の作成及び会議支援

(3) 観光戦略の策定

- ① 調査結果の分析に基づき、下記の重要業績評価指標（K P I）を達成するための観光戦略とすること。

	2023年度 目標値 1年目	2024年度 目標値 2年目	2025年度 目標値 3年目	3ヶ年 目標増加分 累計
観光客一人あたりの消費額（円）	5,283.00	5,768.00	6,268.00	985.00
開発した観光コンテンツの売上額 （千円）	0.00	500.00	1,500.00	1,500.00
開発した地域製品の売上額（千円）	0.00	500.00	1,500.00	1,500.00
「西都原ガイドンスセンター このはな館」来館者数（万人）	13.15	13.80	14.20	1.70

- ② 誘客、観光コンテンツ及び地域産品開発戦略については、ブランド戦略、広告戦略、販促戦略、事業者育成戦略等を含めたものとする。

5. 委託契約に関する基本的事項

- (1) 委託料は、5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。
- (2) 委託料の支払いは、原則として、業務完了後の精算払いとする。

6. 成果物

成果物の数量、仕様、データ形式及び納期限については下表のとおりとする。

項目	数量	仕様	電子データ形式	納期限
マーケティング調査報告書	電子データ	A 4、図表のみカラー	Microsoft-Word、Excel、Power pointのいずれかと PDF形式	令和6年3月8日
観光戦略	電子データ	A 4、両面、フルカラー	Microsoft-Word、Excel、Power pointのいずれかと PDF形式	令和6年3月8日
観光戦略概要版	電子データ	A 3、片面1枚もの、フルカラー	Microsoft-Word、Excel、Power pointのいずれかと PDF形式	令和6年3月8日

#### 7. その他の事項

- (1) 本業務の実施により生じた著作物（既得されている著作物は除く。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、西都市に帰属する。
- (2) 本業務の実施による成果物に含まれる第三者の著作権、肖像権その他の全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うものとし、その経費は委託料に含むものとする。また、それらに関する紛争が生じた場合は、全て受注者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、受注者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないようにすること。また、これらのことは本業務終了後も同様とする。
- (4) 受注者の責に帰すべき理由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。
- (5) 受注者は本業務実施にあたり、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。
- (6) 受注者は、業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。
- (7) 受注者は、本業務を円滑かつ適正に進めるため、必要に応じて発注者との打合せや協議を行うこと。

#### 8. 協議

仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議すること。